

平成28年度

包括外部監査結果報告書
【概要版】

「基金に関する財務事務について」

平成29年3月

和歌山県包括外部監査人

公認会計士 大川幸一

目次

第1 包括外部監査の概要	1
【1】外部監査の種類.....	1
【2】選定した特定の事件（テーマ）	1
【3】特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
【4】包括外部監査対象期間.....	1
【5】外部監査の方法.....	1
1. 監査の要点及び視点	1
2. 主な監査手続	2
【6】外部監査の実施時期	2
【7】外部監査人補助者の資格と名称.....	2
【8】利害関係	2
第2 監査の結果及び意見の総括	3
【1】基金の有効活用等に関して発見された監査の結果及び意見の要約	3
1. 基金の利用、取崩し計画等を作成すべき	3
2. 基金を有効活用すべき.....	5
3. その他.....	7
【2】各基金事業に対する監査の結果及び意見の要約	8
1. 基金の執行に関する事前確認の実施について.....	8
2. その他.....	9

第1 包括外部監査の概要

【1】外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

【2】選定した特定の事件（テーマ）

基金に関する財務事務について

【3】特定の事件（テーマ）を選定した理由

県が保有する基金は、平成27年度末現在、県債管理基金をはじめとする特定目的基金は約550億円、また土地開発基金をはじめとする定額運用基金は約192億円を保有しており、平成27年度末の普通会計に計上されている基金合計は約742億円となっている。平成27年度の普通会計歳入総額5,630億円に対する基金残高の割合は約13%となっており、基金の金額的重要性は高い。その他、普通会計に含まれない特別会計に帰属する基金が平成27年度末において約16億円存在する。

また、県の「新行財政改革推進プラン（改定版）」において、「特定目的基金の有効活用」が掲げられており、今後も厳しい財政状況が続くことが見込まれる中で、基金の適切な活用は必要不可欠な状況であるといえる。

そこで、基金のあり方に関する県の基本方針を検証するとともに、当該基本方針と基金の現状が整合しているか、また、基金の管理・運用が適切かつ有効に実施されているか等について検討することは、今後の県の財政運営の観点からも有用であると判断し、特定の事件として選定した。

【4】包括外部監査対象期間

平成27年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

ただし、必要に応じて過年度及び平成28年度の一部についても監査対象とした。

【5】外部監査の方法

1. 監査の要点及び視点

県が保有する各基金に関する財務事務（管理及び運用）について、法令等への準拠性、有効性、効率性の視点を中心に、以下の事項を監査の視点とした。

- ▶基金の管理に係る財務事務が、関係法令、条例、規則等に準拠して適切に行われているか
- ▶基金の運用に係る財務事務が、関係法令、条例、規則等に準拠して適切に行われているか
- ▶基金の事業への充当が、設置条例の目的等に照らして有効かつ効率的に実施され

ているか

▶基金の運用は効率的に行われているか

2. 主な監査手続

- 各基金の所管部署に、監査人が作成した所定の調査票（この様式に基づき整理したものは、本報告書において、「基金の概要」として取りまとめている）への記入を依頼した上で、当該調査票に基づき担当者に質問するとともに、関係書類の閲覧を行うことで、各基金の概要を把握した。
- 平成 27 年度中の基金の増減内容を把握するとともに、その中からサンプルを抽出し、基金の増加が関係法令、条例、規則等に準拠して、適切に処理されているか、また、基金の事業への充当が、設置条例の目的等に照らして、適切に行われているかを担当者に質問するとともに、関係書類の閲覧及び証拠書類との照合により確かめた上で、その有効性について検討した。
- 基金の使用実績が乏しいと考えられる基金を中心に、今後の基金の活用又は運用計画が適切に立案されているか、担当者に質問するとともに、関係書類の閲覧及び証拠書類との照合を行った。
- 平成 27 年度末の基金残高について、県による金融機関からの残高証明書等の照合状況を確認した。
- 平成 27 年度における基金の運用状況について、担当者に質問するとともに、関係書類の閲覧を行い、非効率な運用が行われていないか検討した。

【6】外部監査の実施時期

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 30 日まで

【7】外部監査人補助者の資格と名称

公認会計士	牧野康幸
公認会計士	辻井芳樹
公認会計士	東條晋太郎
会計士試験合格者	柳川英紀
会計士試験合格者	成山哲平
会計士試験合格者	孝橋美鈴

【8】利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 に規定する利害関係はない。

第2 監査の結果及び意見の総括

【1】基金の有効活用等に関して発見された監査の結果及び意見の要約

1. 基金の利用、取崩し計画等を作成すべき

基金を有効に活用するためには、計画的な積立及び取崩しを行うべきである。当該視点から、各基金において取り組むべき課題として以下の事項が発見された。(以下の表中、左欄の基金名の前に付した【】囲み数字は、本編第4の各節の番号である。)

基金残高の適正な水準を踏まえ、積立・取崩の計画や条件を検討すべき【意見】	
【3】 和歌山県福祉対策等基金（財政課所管分）	本基金は、法人税の超過課税分について積立てを行っており、毎年の積立と取崩（事業への基金充当）額は約3億円程度で推移してきたが、平成27年度は取崩額が約10億円と急増している。これは事業への充当ルールが明確でないまま、基金の充当額が財政状況から判断されたためである。
平成27年度末 6,332百万円	福祉分野においては、高齢化の影響もあり、将来更に支出の増加が見込まれているものの、その増加に対応して当該基金残高が適正な水準であるかどうかについての検討が行われていない。基金残高の適正な水準を踏まえ、今後の積立・取崩の計画や条件を検討すべきである。
利用計画を作成し、計画的に基金を活用すべき【意見】	
【5】 和歌山県庁舎及び議会棟等整備基金	本基金は、主に県庁舎や議会棟等の建て替え、耐震化工事、リニューアル工事等の整備に必要な経費に充てることを目的に設置された基金であり、平成27年3月末時点で基金残高は1,608,704千円となっている。 本基金は、平成30年度以降に総合庁舎のリニューアル工事に伴う取崩が予定されているものの、具体的な実施時期や所要額の積算が行われておらず、基金残高が適正かどうかの確認が行われていない。
平成27年度末 1,608百万円	基金残高が適正であることを示すため、起債の発行や補助金等の財源を考慮した上で今後の利用計画を作成し、不足している場合には計画的に積み立て、また過剰に積み立てられている場合には、条例で定められた整備経費への活用を十分検討する等、計画的かつ有効に基金を活用すべきである。
更新投資計画を策定し、基金を計画的に積立て・取崩しを行うべき【意見】	
【24】 和歌山県営港湾施設管理特別会計財産減価償却基金	本基金は、県営和歌山下津港港湾施設のうち、老朽等により上屋施設の更新が必要となった時に取崩が行われる予定である。しかし、8棟ある上屋施設のうち2施設については耐用年数が到来しているものの、具体的な更新計画は作成されておらず、更新の時期も未定である。そのため、基金についても、将来の更新投資の際に基金を取崩すという漠然とした方針が

平成 27 年度末 168 百万円	あるのみである。 具体的な計画がないままに基金を積立て、取崩しを行うのではなく、財源を勘案して建屋の統廃合も視野にいたした施設の更新投資計画を作成し、具体的な更新時期、事業費、財源等を明確にして、基金の積立て・取崩しを行うべきである。
基金の利用計画を作成すべき【意見】	
【25】 和歌山下津港環 境整備等基金	本基金は、県営和歌山下津港港湾施設のうち、下津港の入港料の一部を財源として、下津港の環境整備等費用に充てるために設置された基金である。
平成 27 年度末 19 百万円	<p>県営港湾施設管理特別会計は起債の償還が多額となっているため、一般会計からの繰入金により補填を行っており、基金への積立財源が確保できない状況である。このため、平成 18 年度に基金の一部を取崩して以降、基金の積立及び取崩は行われておらず、10 年近く基金が利用されていない。</p> <p>本基金は休眠状態となっており、今後の利用計画が策定されておらず、基金が有効に活用されているとは言えない。今後、どのように積立て、取崩していくかについての基金の利用計画を策定し、基金を有効活用すべきである。</p>

2. 基金を有効活用すべき

基金に利用見込みがない又は少ないにもかかわらず多額の資金が拘束されていれば、基金が有効に活用されているとは言えず、本来、他の事業で活用することができたはずの資金が無駄に拘束されているという状態にある。当該視点から、各基金において取り組むべき課題として以下の事項が発見された。

積極的に基金を活用すべき【意見】	
【3】 和歌山県福祉対策等基金（医務課所管分）	本基金は、県の「和歌山長期総合計画」の趣旨に賛同した者からの寄付を財源として積立を行っている。近年は、毎期約40百万円～50百万円程度の寄付を受け、その半額以上が基金に積立てられており、事業充当金額よりも積立金額の方が多く、基金残高が毎年度増加している状況にある。
平成27年度末 146百万円	寄付金受領額の多くを基金に積み立てることは、寄付者の意向に必ずしも従っているとはいえない。寄付者の意図に沿った事業計画を策定し、基金を積極的に活用すべきである。
より活用しやすい制度に変更し、基金を有効に活用することを検討すべき【意見】	
【14】 和歌山県企業立地促進資金貸付基金	本基金は、取扱金融機関が誘致企業に行った和歌山県企業立地促進資金貸付金のうち、4分の1の額を取扱金融機関へ預託することで取崩が行われる。
平成27年度末 896百万円	貸付利率は、貸付実行日における長期プライムレートに4分の3を乗じて得た率の少数第2位を四捨五入して得た率となっているが、近年、銀行との直接交渉により契約した金利の方が有利な場合があるため、当該制度を利用した新規貸付はほとんど行われてない。 誘致企業にとって当該制度を利用するメリットがなければ、本基金の存在意義はなく、基金が有効に活用されているとは言えないことから、貸付利率の見直し等により誘致企業が利用しやすい制度に変更する等、基金が有効に活用される仕組みを検討すべきである。
基金を有効に活用するため、基金を取崩して使用することを検討すべき【意見】	
【18】 青少年文庫基金	本基金は青少年の育成に資する文庫の購入を目的として設けられた基金であり、県内の篤志家からの寄附金によって設置された。当初は基金を取崩して図書を購入を行っていたが、その後の寄付者及びその遺族の意向に従い、現在は約40百万円の基金残高から生ずる運用利息数万円のみを財源として青少年向け図書を購入している。今後、図書の購入のために年数万円の基金を管理していくことは、事業の効率性が低く、また、事業の効果も乏しいといえる。
平成27年度末 40百万円	効果的かつ効率的に基金を活用するため、寄付者の遺族の同意を得た上で、運用収入に加え基金自体の取崩を行うことを検討すべきである。 なお、本包括外部監査によるヒアリングの後、県は遺族と交渉し、取崩

	<p>に関する同意が得られたことから、平成 29 年度から本基金の取崩しを行うとのことである。</p>
<p>基金のさらなる有効活用を行うとともに、県がより利用しやすい制度設計となるよう国への働きかけを行うべき【意見】</p>	
<p>【19】 和歌山県農業構造改革支援基金 平成 27 年度末 613 百万円</p>	<p>本基金は、農地の中間的受け皿となる農地中間管理機構（和歌山県農業公社）による担い手への農地集積と集約化を支援し、農業の競争力強化のために不可欠な農業構造と生産コストの削減を実現することを目的として設置された基金であり、農地中間管理機構事業、機構集積協力金交付事業、農地台帳システム整備事業の 3 事業に要する経費を補助している。平成 25 年度、26 年度に国から交付された補助金を基金に積立て、平成 27 年度末現在、基金残高は約 6 億円となっている。</p> <p>平成 27 年度においては 3 事業のうち農地中間管理機構事業と機構集積協力金交付事業の 2 事業のみを実施しているが、本基金からの取崩額は 1,200 万円程度（国からの補助金分を基金から充当していたとしても 3,100 万円程度）であり、取崩実績と比べて多額の基金残高を保有している。このため、利用見込みの少ない多額の資金が基金に拘束され、資金が有効に活用されていない可能性がある。</p> <p>基金の取崩実績が低くなっている背景としては、和歌山県には果樹産地が多く、本基金で利用可能な事業には馴染まないところが多い点があるとのことであった。なお、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）において、施行後 5 年を目途として事業の在り方全般について検討することとされていることから、果樹産地の特性を考慮した制度設計となるよう国に対して働きかけを行っているところであるとのことであった。</p> <p>利用見込みの少ない多額の資金が基金に拘束されている場合、資金が有効に活用されているとは言い難い。本基金事業は、農地中間管理機構（和歌山県農業公社）への経費補助や、機構への農地集積に協力してくれた方への協力金の交付等、国の制度に基づいて基金事業を実施するものであるが、補助先である農地中間管理機構（和歌山県農業公社）と協議しながら、基金の目的達成が見込める事業を積極的に検討し、基金のさらなる有効活用を行うべきである。</p> <p>また、国の制度設計の見直しに向けて、果樹産地の特性を考慮した制度設計となるよう、引き続き、同様の状況下にある他県と連携し、国に働きかけを実施していくことが望まれる。</p>

和歌山環境保全公社からの寄付金残高 8 億 2 千万円に関して、将来的な利用計画の検討を進め、基金が有効に活用できるように検討を行うべき【意見】	
【22】 和歌山県地域環境保全基金	本基金は、国と県がそれぞれ 2 分の 1 ずつを拠出した 4 億円及び和歌山環境保全公社からの寄付金（11 億円）など各団体からの寄付金で積み立てられた基金である。
平成 27 年度末 1,341 百万円	<p>所管課では、当初拠出された 4 億円については取り崩さずに運用収益で事業を遂行することとしているが、和歌山環境保全公社からの寄付金に関しては返還義務がないことから寄付金元本を事業に充当している。1 億 8 千万円はすでに紀南版フェニックス事業に充当しており、当寄付金元本の残高は 9 億 2 千万円となっている。</p> <p>将来的には、そのうち 1 億円に関しては来期以降継続する紀南版フェニックス事業に充当することを計画している。一方、残額の 8 億 2 千万円については、具体的な利用計画を策定していない。</p> <p>県は、基金の設置目的に照らし、将来的な利用計画の検討を進め、基金を有効に活用すべきである。</p>

3. その他

その他、各基金において取り組むべき課題として以下の事項が発見された。

条例改正を含め新行財政改革プランとの整合性を検討すべき【意見】	
【21】 和歌山県土地開発基金	本基金は、用地を先行取得する場合に県庁内の各部署へ貸付を行うことを目的に設置された定額運用型の基金であるが、平成 11 年度以降、目的に沿った貸付は行われておらず、166 億円（基金残高のうち貸付金分を除いた金額）もの多額の資金が定額運用型基金として拘束されたままとなっている。
平成 27 年度末 17,849 百万円	<p>なお、土地開発公社が銀行から借り入れた 438 億 1530 万円のうち、265 億円については平成 45 年 3 月 31 日まで県が債務保証をすることになっており、新行財政改革プランにおいて、本基金を債務保証の備えとして位置付けている。現在、土地開発公社は安定的な運営がなされており、ただちに返済が生じることはないと考えているとのことであったが、和歌山県土地開発基金条例には処分規定がないため、条例改正を行わなければ、基金を取崩すことができない状況である。</p> <p>本基金の目的は「土地の先行取得」と条例で定められているが、新行財政改革プランでは「県の保証債務を弁済する事態への臨時特例の備えとする余地があることから、引き続き残しておく必要がある」と県は主張している。</p> <p>本基金を新行財政改革プランに沿った基金と位置付けるのであれば、本</p>

	基金の条例改正を行う必要がある。
--	------------------

【2】各基金事業に対する監査の結果及び意見の要約

1. 基金の執行に関する事前確認の実施について

基金が適正に執行されるよう条例や要綱等で定められている事前確認事項については、適切に実施する必要がある。当該視点から、各事業において取り組むべき課題として以下の事項が発見された。

補助金申請者の金融資産と保険加入状況の確認について【意見】	
【3】 和歌山県福祉対策等基金（健康推進課所管分）	補助対象者の要件として、「がん先進医療を受けようとする患者が属する世帯員の金融資産（現金、預貯金及び有価証券）の合計額が600万円以内であること、及び先進医療特約の付いた医療保険に加入していないこと」が補助金交付要綱で定められている。しかし、県は申請者の預金通帳や保険証券のチェックを行っておらず、金融資産が600万円以内であることについて、申請者の誓約書をもって確認しているのみであった。
平成27年度末 6百万円	経済的な理由でがん先進医療を受けられない県民を支援するという当基金の趣旨からすれば、誓約書のみでの確認では不十分であるといえることから、申請者の預金通帳等を申請時に確認することなどで申請者の資産状況を確認すべきである。また、申請者の保険加入状況についても、申請時に保険証券を確認することで確かめるべきである。
要綱で規定されている事項の確認記録及び判断結果を記録として残すべき【意見】	
【13】 和歌山県産業開発基金	和歌山県企業立地促進対策要綱において、「国、県又は市町村等が、新規立地企業に対してこの要綱で規定する以外の優遇措置を講じている場合には、これを総合的に勘案し、奨励金の交付の必要性の有無及び金額を決定するものとする。」と規定されているが、優遇措置を講じているかどうかの情報収集を行った結果を記録として残しておらず、優遇措置を受けていた場合、その状況をどのように評価して奨励金に反映させたかを示した記録も残されていなかった。
平成27年度末 2,187百万円	県は、当該要綱の規定により奨励金を受ける者が、国、県又は市町村から当該要綱で規定する以外の優遇措置を受けているかどうかについて情報収集した結果を記録として残すべきである。また、他の優遇措置を講じていた場合は、奨励金の交付の必要性の有無及び金額を適切に決定した結果を記録として残すべきである。

2. その他

その他、各基金事業において取り組むべき課題として以下の事項が発見された。

現地調査の結果を保管すべき【意見】	
【4】 和歌山県地域振興基金（地域政策課所管分）	<p>市町村から受領した補助事業の実施報告書の内容の正確性・実在性を確かめるために、所管課では工事事業に関して現地調査を行い、現地調査実施報告書を作成している。</p> <p>しかし、当該報告書は検査日や検査人名などを記載しているのみの文書であり、実際に現地に赴き、調査した内容が明確となるチェックリストの作成や現地写真の保管は行っていない。また、除草等の業務委託事業については現地調査を行っておらず、市町村が実施した検査調書を受領している状況であり、当該検査調書も検査日や検査人名などが記載されているのみの文書である。</p> <p>現地調査を行ったものについては、実際に現地に赴いて調査した内容が明確となるよう、調査項目を列挙したチェックリストを用いて事業の実施状況を確認することや、現地の写真を入手して報告書に添付するなど、現地調査結果を適切に保管すべきである。</p>
平成 27 年度末 819 百万円	
定期的な救助物資の現物確認を実施すべき【意見】	
【7】 和歌山県災害救助基金	<p>本基金の資産として、県が保管するものは、振興局をはじめとする県内 22 箇所に 1 億円程度の救助物資を備蓄しているが、物資の数量や賞味期限を定期的に確認し、所管課へ報告する仕組みは整備されていない。購入年度別（賞味期限別）の救助物資の台帳は整備されており、平成 26 年度には保管場所ごとの数量の実在性を確認しているとのことであるが、当時の確認結果は保存されていなかった。</p> <p>定期的に現物確認を実施しなければ、災害時に計画通りの物資供給ができなくなる可能性があることから、各振興局で作成している購入年度別（賞味期限別）の救助物資の台帳をもとに、定期的（例えば毎年度末）に現物確認を実施し、数量の実在性及び賞味期限切れのものがいないかについて、確認すべきである。</p>
平成 27 年度末 508 百万円	
立地協定書に関する重要な報告を受けた場合は書面等により記録を残すべき【意見】	
【13】 和歌山県産業開発基金	<p>企業立地促進対策助成事業として奨励金を交付するにあたり、事業者と県（及び市）は進出協定又は立地協定書を締結している。サンプル検証を実施した結果、立地協定書に記載の期日より約 11 ヶ月遅れて操業を開始しているものが確認された。また、本事案について、事業者から県への口頭での工期遅れの理由の報告があったとのことであるが、県はその内容を示した書面等を作成していなかった。</p> <p>立地協定書は、当該事業を行うに際して事業者と県が締結しているもの</p>
平成 27 年度末 2,187 百万円	

	<p>であり、協定書と実際の事業計画との齟齬に関する報告は、奨励金の支給を判断するための重要な報告である。このため、重要な報告事項については、書面等により記録を残すべきである。</p> <p>なお、本包括外部監査の過程において、上記立地協定書については既に修正が行われている。</p>
<p>1者からの見積もりによる随意契約ではなく、プロポーザル方式で複数の業者からの提案を募り、適切に選考したうえで、契約相手方を決定すべき【意見】</p>	
<p>【15】 和歌山県中山間 ふるさと・水と 土保全基金</p>	<p>本基金が充当される平成 27 年度の「水土里のむら機能創出支援事業」は、1者見積もりによる随意契約で委託先が選定されている。本委託先は平成 18 年度から継続して選定されており、平成 24 年度まではプロポーザル方式により競争性は保たれているが、平成 25 年度以降は随意契約で選定されている。</p>
<p>平成 27 年度末 1,116 百万円</p>	<p>1者見積もりによる随意契約で業者選定が行われている主な理由として、当該業務提供を行うことができる唯一の団体であることを挙げているが、ワークショップ等の新たな手法がないか、また現状の契約金額が妥当かどうか、については他者からも提案を受け付けるべきであり、他の事業者を排して随意契約とすることは適当とはいえない。</p> <p>様々な団体による提案を受け、新たな発想を取り入れることができるようにするため、1者見積もりによる随意契約ではなく、プロポーザル方式を導入し、より良い発想、手法を合理的な金額で提示する委託先を選定できるようにすることが望ましい。</p>
<p>交付対象者の認定プロセスについて明確に基準を設定すべき【意見】</p>	
<p>【20】 和歌山県中核産 業人材確保強化 基金</p>	<p>本基金は、優秀な学生が和歌山県内の企業で就職することを促進するために、奨学金を支給する事業を行う。交付対象者の選抜は面接・書類審査・作文によることとされているが、面接に関して、現状の交付対象者の認定プロセスでは、客観性のある採点基準が設定されておらず、採点官の主観により人材が選抜され、公平性に欠けていると判断される可能性がある。</p>
<p>平成 27 年度末 0 円</p>	<p>このため、採点官の主観性を排除するとともに公平で制度の目的に沿った人材を交付対象者として認定できるよう、選抜方法の面接、書類審査、作文に関して、それぞれ採点基準及び配点等を明確に設定すべきである。</p>

以上